

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和元年度第4回)

報告事項 第2号

住宅前道路除雪事業に関する利用実態調査の
実施について

「住宅前道路除雪事業に関する利用実態調査」 の御協力について（お願い）

日頃から、市政の推進に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

住宅前道路除雪事業は現在、通常の道路除雪と一体的に市の道路除雪事業者が実施しておりますが、近年は道路除雪事業者の減少や重機オペレータの不足のほか、住宅前道路除雪事業の対象世帯数が増加していることなどから、これまでどおりの体制で事業を実施することが困難な状況になっています。

そのため、住宅前道路除雪事業の見直しを検討しており、新たな制度を検討する上での参考とするため、住宅前道路除雪事業の対象世帯の方に対し、利用状況等に関する実態調査を実施することといたしました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査に御協力くださいますようお願いいたします。

令和元年12月6日

旭川市長 西川 将人

* 上記のような状況を踏まえ今年度から、一部の地区において、市民委員会や町内会の協力のもと、地域の方々が住宅前道路除雪事業の対象世帯の間口除雪を行う試行的な取組を実施します。

調査の実施に当たって

■調査の対象者

今年度の住宅前道路除雪事業の対象者として決定された方

■プライバシーへの配慮

回答内容は統計的に処理し、個人の情報が特定されることはありません。また、データは、今後の事業の在り方を検討するための参考資料として使用することとし、目的以外に使用することはありません。

■回答方法・回答期限

別紙調査票に御記入の上、同封の返信用封筒により、12月27日（金）までに御回答くださいますようお願いいたします。

御不明な点がございましたら、担当まで御連絡ください。

【回答先・問合せ先】

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎2階

旭川市福祉保険部長寿社会課高齢者支援係(担当：池田・鈴木・藪)

電話：25-6457（直通）

住宅前道路除雪事業とは・・・

自己の労力や親族・近隣等の協力で除雪を行うことが困難な高齢者や身体障がい者等で一定の条件を満たす世帯を対象として、雪が降った日に道路除雪事業者が除雪に入った際に、除雪車からこぼれた雪を住宅の敷地入口部分に残さないよう配慮して行う除雪のことです。

【対象世帯】

- 高齢者（70歳以上）又は重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方。ただし、言語・聴覚・そしゃく機能障害を除く。）のみの世帯
- 高齢者又は重度身体障がい者と中学生以下の子で構成される世帯
- 高齢者又は重度身体障がい者と女性の病弱者で構成される世帯 など

【対象にならない世帯】

- 自己の労力や親族・近隣等の協力で除雪が可能な世帯
- 親族と同一敷地内に居住する世帯（棟続き、軒を並べるものを含む。）
- 間借り、アパート等に居住する世帯
- 実施時に入院等で不在の世帯
- 国道・道道・私道など、市道以外の道路に面している世帯

【対象世帯数の推移】

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	4,003件	4,021件	4,121件	4,119件	4,488件

※ 住宅地等の生活道路は、朝までの降雪量が15センチを超えることが予測される場合に除雪車が出動します。

※ 住宅前道路除雪事業では、自然に積もった雪、車庫や物置の前、宅地内の除雪は対象となりません。

